

## 日英原子力協定の改正に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（告示） の一部改正

令和 3 年 7 月 21 日  
原子力規制庁

### 1. 背景

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）は、国際原子力機関との保障措置協定及び二国間原子力協定（国際機関との協定を含む。）に基づく保障措置その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備を「国際規制物資」として告示により定め、それらを使用する者に対し、供給当事国ごとの数量の管理や報告等の義務を課している。
- (2) 令和 3 年 6 月 4 日に、「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書」（以下「改正議定書」という。）が国会で承認され、「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定」（平成 10 年条約第 13 号。以下「第三次日英協定」という。）の対象として、新たに原子力関連技術等が追加されることとなった。
- (3) このため、改正議定書の発効の前提として、第三次日英協定の対象物として新たに追加されるものを国際規制物資に追加するための告示の一部改正が必要となる。

### 2. 告示の改正

原子炉等規制法第 2 条第 13 項に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（昭和 47 年総理府告示第 49 号。以下「告示」という。）に、次の三つの対象物を追加する。

- ・ 第三次日英協定に基づき、連合王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

- ・ 第三次日英協定に基づき、連合王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及び連合王国政府が合意した核燃料物質
- ・ 第三次日英協定に基づき、連合王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材の使用の結果生産された核燃料物質

別紙のとおり、告示を改正することについて決定いただきたい。

### 3. 今後の予定

- 改正議定書の締結及び公布のための閣議決定
- 改正議定書の発効、改正告示の公布及び施行

なお、今回の告示は、原子炉等規制法第2条第13項の規定により、国際約束である改正議定書により新たに追加される日英協定対象物が国際規制物資となるという事実を単に公示するものであり、行政手続法第2条第8号に規定される「命令等」に含まれる「処分の要件を定める告示」には該当しないため、同法に基づく意見公募手続の対象とはならない。

(参考)

○原子炉等規制法 一部抜粋

(定義)

第二条 (略)

2～11 (略)

12 この法律において「国際規制物資」とは、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「保障措置協定」という。)その他日本国政府と一の外国政府(国際機関を含む。)との間の原子力の研究、開発及び利用に関する国際約束(核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書(以下単に「追加議定書」という。)を除く。以下単に「国際約束」という。)に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

13 前項の国際規制物資は、原子力規制委員会が告示する。

14 (略)

○行政手続法 一部抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 (略)

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。)又は規則

ロ～二 (略)

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2～4 (略)

○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書による改正後の第三次日英協定（案） 一部抜粋

### 第三条

- 1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。
- 2 この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的非爆発目的にのみ使用される。

### 第十二条

この協定の適用上、

- (a)～(d) (略)
- (e) 「資材」とは、原子炉において使用される物質であってこの協定の附属書AのB部に掲げるものをいい、核物質を含まない。
- (f) 「技術」とは、資材、核物質又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。
- (g)～(i) (略)
- (j) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。
- (k) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。
  - (i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質
  - (ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質
  - (iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

## 別紙

○原子力規制委員会告示第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第十三項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（昭和四十七年総理府告示第四十九号）の一部を次のように改正し、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書（令和三年条約第 号）の効力が生ずる日から施行する。

(案)

令和三年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を、別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第十二項の国際規制物資は、次に掲げるものとする。なお、この告示の各号において使用する用語は、当該各号において指定する国際約束の用語の例による。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 第六号の二の資材及び前号の設備の使用の結果生産された核燃料物質</p> <p>八の二 第三次日英協定に基づき、連合王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備</p> <p>八の三 第三次日英協定に基づき、連合王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及び連合王国政府が合意した核燃料物質</p> <p>「九〇七十九 略」</p> <p>八十 第一号、第二号、第四号、第五号、第六号、第八号、第八号の三から第十二号まで、第十四号、第十四号の二、第十四号の四から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十七号から第三十九号まで、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで、第五十三号、第五十五号から第五十七号まで、第五十九号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号から第六十九号まで、第七十一号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号及び前号の核燃料物質以外の核燃料物質であつて、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第十二項の国際規制物資は、次に掲げるものとする。なお、この告示の各号において使用する用語は、当該各号において指定する国際約束の用語の例による。</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 前号の設備の使用の結果生産された核燃料物質</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「九〇七十九 同上」</p> <p>八十 第一号、第二号、第四号、第五号、第六号、第八号から第十二号まで、第十四号、第十四号の二、第十四号の四から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十七号から第三十九号まで、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで、第五十三号、第五十五号から第五十七号まで、第五十九号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号から第六十九号まで、第七十一号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号及び前号の核燃料物質以外の核燃料物質であつて、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機</p>

<p>国際原子力機関との間の協定（昭和五十二年条約第十三号）に基づく保障措置の適用を受けるもの</p>	<p>関との間の協定（昭和五十二年条約第十三号）に基づく保障措置の適用を受けるもの</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	